

令和元年富良野市教育委員会第8回定例会

開催年月日	令和元年8月29日(木) 午後2時23分開会
開催場所	富良野図書館 3階委員会室
出席委員	教育長 近内栄一 委員 宮本鎮栄 委員 津山正樹 委員 菅野義則 委員 渡邊啓子
欠席委員	なし
説明のために出席した者の職氏名	教育部長 亀淵雅彦 学校教育課長 佐藤清理 こども未来課長 山本将誉 学校教育課管理係長 石坂征和
議事日程	日程第1 会期の決定について 日程第2 議案第1号 富良野市立学校設置条例の一部改正について 議案第2号 富良野市立小中学校通学区域規則の一部改正について 議案第3号 令和2年度から使用する教科用図書の採択について 議案第4号 平成31年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告」への市町村別結果の掲載について 議案第5号 平成30年度富良野市教育行政評価報告について 議案第6号 富良野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について 議案第7号 富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について 議案第8号 富良野市立へき地保育所設置条例の一部改正について 議案第9号 富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について
会議録署名委員の氏名	委員長は、会議録署名委員に次の委員を指名した。 菅野義則 委員
傍聴人	なし

議事の経過

開会 午後2時23分

近内教育長	只今より令和元年富良野市教育委員会第8回定例会を開会いたします。 会議録署名委員には、菅野委員にお願い致します。 次に、教育長事務報告をお願いします。
亀淵教育部長	令和元年7月25日から8月28日までの事務報告を致します。お手元の資料に基づき、主だったものについてご説明いたします。 7月31日、全道中学卓球大会開会式に出席しています。 8月21日、第4回教育行政評価委員会が図書館にて開催されました。 8月22日、北海道都市教育委員会連合会定期総会に函館市へ出席しています。 8月26日、報告の追加ですが、樹海中学校の将来を考える会から在り方に関する意見書を頂いています。 以上です。
近内教育長	只今の教育長事務報告について、何点か補足説明をさせていただきます。 7月31日から8月2日までの全道中学卓球大会ですが、参加チームが全道から134、出場選手が467名で、本市からは上川代表として西中学校女子団体及び個人女子が出場し、開催地枠として西中学校男子団体、東中学校女子団体、男女個人として西中学校、東中学校、山部中学校から参加しています。いずれも善戦し貴重な経験となったと考えています。 8月21日の第4回教育行政評価委員会では平成30年度の教育行政の事務事業評価について、最終取りまとめを行っています。 8月22日の北海道都市教育委員会連合会定期総会では、津山委員、菅野委員、随員として石坂係長も参加し、分科会では学校段階間の円滑な接続に向けというテーマで、幼小連携とか小中連携等の取り組みについて各市の委員とグループに分かれて情報交換、意見交換を行っています。 以上です。
近内教育長	只今の教育長事務報告について、何かご質問、ご意見等ございませんか。 《各委員より「なし」の声あり》
近内教育長	無ければ、次に進みます。 これより 議題に入ります。 日程第一 会期の決定についてお諮り致します。 会期については、本日より一日と致したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、只今お諮りのとおり決しました。
日程第2に移ります。
議案第1号を議題とします。
議案第1号「富良野市立学校設置条例の一部改正について」を説明願います。

亀淵教育部長

議案第1号 富良野市立学校設置条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、少子化による生徒数の減少と今後の推移を踏まえ、山部地域の方々から子どもたちの教育環境を考え、教育効果を上げるための要望により、令和2年3月31日をもって山部中学校を閉校し、令和2年4月1日より富良野西中学校と統合することから、富良野市立学校設置条例の一部を改正しようとするものでございます。

これにより、小学校が9校、中学校は6校から5校となり、小中合わせて14校となります。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第1号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。
次に、議案第2号を議題とします。
議案第2号「富良野市立小中学校通学区域規則の一部改正について」を説明願います。

亀淵教育部長

議案第2号 富良野市立小中学校通学区域規則の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、令和2年3月31日をもって閉校する山部中学校の項を削除し、統合先となる富良野西中学校の区域に、山部中学校の校区であった「山部全域」を加えるものでございます。

なお、この規則は、令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第2号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

次に、議案第3号を議題とします。

議案第3号「令和2年度から使用する教科用図書の採択について」を説明願います。

亀淵教育部長

議案第3号 令和2年度から使用する教科用図書の採択について、ご説明申し上げます。

本件は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条の規定に基づき、本市において令和2年度使用する小学校教科用図書及び中学校教科用図書について採択するものでございます。

現在使用の小学校教科用図書につきましては、上川管内の旭川市を除く22市町村で構成される第6地区教科用図書採択教育委員会協議会において政令に基づき、令和2年度から全面実施される新学習指導要領実施を踏まえ、別紙のとおり採択されたところでございます。

また、中学校につきましては、令和3年度から新学習指導要領が全面実施となることから、令和2年度は新たな採択替えは行わず、道徳については平成30年度に、その他の教科については平成27年度に採択した現行使用の教科書をそのまま使用することで、別紙のとおり採択されたところでございます。

採択地区協議会を構成する市町村の教育委員会は、協議会が決定した教科用図書を、種目ごとに同一の教科用図書を毎年度8月31日までに採択する必要がありますので、令和2年度に使用する小学校教科用図書及び中学校教科用図書について採択するものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第3号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

次に、議案第4号を議題とします。

議案第4号「平成31年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について」を説明願います。

亀渕教育部長

議案第4号 平成31年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について、ご説明申し上げます。

本件は、国が定めた「平成31年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（以下「実施要領」という。）において、教育委員会や学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であると明記されるとともに、都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会の同意を得た場合には、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした好評を行うことができるとされております。

北海道教育委員会では、この実施要領に基づき一層きめ細かく分かりやすい調査結果を示す観点から、市町村教育委員会の同意を前提として、11月を目処に公表を予定している平成31年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」

（以下「北海道版結果報告書」という。）に、市町村の結果を掲載し公表する準備を進めております。

本市は、平成27年度より公表を実施しており、昨年公表後についても、支障があったという経過もないことから、実施要領に基づき、富良野市の結果を北

海道版結果報告書に掲載することに同意しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第4号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

次に、議案第5号を議題とします。

議案第5号「平成30年度富良野市教育行政評価報告について」を説明願います。

亀淵教育部長

議案第5号 平成30年度富良野市教育行政評価報告について、ご説明申し上げます。

本件は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定及び教育行政評価委員会設置要綱に基づき、毎年、教育委員会の権限に属する事務事業の点検・評価と学校第三者評価を行い、その結果を報告書としてまとめ、効果的な教育行政の推進と行政評価の透明性を図るため、市議会への提出並びに市民への公表を行っております。

平成30年度分の評価につきましては、学識経験者4名を評価委員として委嘱をし、各委員の知見を活用した教育行政評価委員会を5月から8月にかけて4回開催し、この度、別紙報告書の通りまとめたところであります。

評価報告書の内容でございますが、5ページから「教育委員会の活動点検・評価」を、また、13ページから「事務事業点検・評価」として52事業を評価対象事業とし、それぞれの目標に照らし合わせた成果を基に内部評価を行い、必要性、有効性、効果性などを各分野別において点検し、各委員より9項目にわたる質問をいただきながら、担当課との意見交換を実施し、課題や今後の対応策をまとめました。

事務事業の評価は、評価基準に基づき達成度、効果度をそれぞれA、B、C、Dの4段階で評価し、3ページに集計結果を掲載しておりますが、2事業が、平成30年度にて廃止または休止となったことから評価しないDランク

とし、残りじぎいおうについては、AランクまたはBランク評価となりました。

学校第三者評価につきましては69ページから掲載をしておりますが、より良い「開かれた学校」づくりを目指すものであり、評価の方法は、国が示す「学校評価ガイドライン」を基本に16項目25観点の評価項目について各学校で自己評価を行い、これを受けて、教育行政評価委員が「学校自己評価」や「学校関係者評価」を基に、3校の学校訪問を行うとともに校長会会長、副会長との意見交換を踏まえながら、評価は各項目に対する行政評価委員から出された項目に対する意見などをまとめおります。

なお、教育行政評価委員会からは「総体的に実践が進み、事業効果は毎年向上し、期待通りの効果が出ている」と高い評価をいただきました。

また、本報告書につきましては、9月に開催されます令和元年第3回定例市議会で議会へ報告をし、その後市民への公表を行ってまいります。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第5号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

次に、議案第6号を議題とします。

議案第6号「富良野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」を説明願います。

亀渕教育部長

議案第6号 富良野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第49条）が公布され、省令第6条（保育所等との連携）、省令第16条（食事の提供の特例）、省令第37条（居宅訪問型保育事業）、省令第45条（連携施設に関する特例）、省令附則第2条（食事の提供の経過措置）、

省令附則第3条（連携施設に関する経過措置）が改正されたことに伴い、富良野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の該当する条文の改正をしようとするものでございます。

以下、条を追ってご説明申し上げます。

第6条につきましては、家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるときは、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要としようとするものでございます。その場合、家庭的保育事業者等は、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設又は地方自治体が運営支援等を行っている認可外保育所であって、市が適当と認めるものを、卒園後の受け皿の提供に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないとする条文を追加するものでございます。

第16条は、食事提供の搬入施設に係る条文の追加でございます。

第23条は、児童福祉法の改正に伴う引用条文の変更でございます。

第37条は、文言の整理を行うものでございます。

第45条につきましては、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、市が適当と認めるものについては、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする条文を追加するものでございます。

附則第2項につきましては、食事提供の経過措置期間を5年から10年に変更し、同項を附則第4項とするものでございます。

附則第2項の次に、本条例施行後に家庭的保育事業の許可を得た事業者について、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を設ける条項を附則3とし追加するものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとしようするものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第6号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

次に、報告第7号を議題とします。

議案第7号「富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について」を説明願います。

亀淵教育部長

議案第7号 富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が施行され、本年10月1日から実施される幼児教育・保育の無償化に伴い、利用者負担額等に関する該当条文の改正をしようとするものでございます。

以下、条を追ってご説明申し上げます。

第1条につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴う文言整理でございます。

第3条につきましては、幼児教育・保育無償化に係る条文の変更でございます。3歳から5歳までの児童が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用した場合の利用者負担額を零とするものでございます。

第5条につきましては、文言整理及び0歳から2歳の虹いろ保育所利用者の利用者負担額について、別表1を適用しようとするものでございます。

第6条は延長保育料の徴収は別表2を適用しようとするものでございます。

第7条は、一時保育負担金の徴収は、別表1を適用しようとするものでございます。

別表第1を新たにし、別表2を削り、別表3を別表第2とするものでございます。

附則の改正につきましては、令和元年度に限り、利用者負担額に係る市町村民税所得割合算額について、前年度分から当年度分への切替月を9月に代えて10月にするものでございます。

条例の施行日は、令和元年10月1日とし、ただし、条例の施行に伴う利用者負担に係る経過措置を設けるものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第7号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

次に、報告第8号を議題とします。

案第8号「富良野市立へき地保育所設置条例の一部改正について」を説明願います。

亀渕教育部長

議案第8号 富良野市立へき地保育所設置条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が施行され、本年10月1日から実施される幼児教育・保育の無償化に伴い、富良野市立へき地保育所設置条例の該当条文の改正をしようとするものでございます

以下、条を追ってご説明申し上げます。

第4条につきましては、満3歳以上の児童の利用者負担額の上限額を零とし、それに伴い別表の第2項の改正を行うものでございます。

別表備考6につきましては、多子軽減のカウント対象児の通所施設の追加を行うものでございます。

附則の改正につきましては、令和元年度に限り、利用者負担額に係る市町村民税所得割合算額について、前年度分から当年度分への切替月を9月に代えて10月にするものでございます。

条例の施行日は、令和元年10月1日とし、条例の施行に伴う利用者負担に係る経過措置を設けるものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第8号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

次に、報告第9号を議題とします。

議案第9号「富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について」を説明願います。

亀淵教育部長

議案第9号 富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令の一部改正が行われ、基準府令（「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39条））の改正に合わせた該当条文の改正をしようとするものでございます。

以下、条を追ってご説明申し上げます。

第2条は、幼児教育・保育の無償化に伴い「子育てのための施設等利用給付制度」が創設され、これまでの「子どものための教育・保育給付制度」との区別するための内閣府令の改正に伴う文言整理及び新しい用語の定義を行うものでございます。

第3条から第11条につきましては、内閣府令の改正に伴う文言整理でございます。

第13条につきましては、特定教育・保育施設の利用にあたり、満3歳未満の教育・保育認定子どもの保護者のみから利用者負担額を徴収するものとするものであります。また、副食費の徴収にあたり、年収360万円相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子ども達について費用を免除しようとするものでございます。

第14条につきましては、引用条文の変更及び文言整理でございます。

第16条から第34条につきましては、内閣府令の改正に伴う文言整理でございます。

第35条から第37条につきましては、引用条文の変更及び内閣府令の改正に伴う文言整理でございます。

第38条から第41条につきましては、内閣府令の改正に伴う文言整理でございます。

第42条につきましては、特定地域型保育事業者において特定教育・保育施設等との連携施設確保義務の緩和に関する条文の追加及び内閣府令の改正に伴う文言整理でございます。

第43条から第49条につきましては、内閣府令の改正に伴う文言整理でございます。

第50条は、第8条から第14条（第10条及び第13条を除く）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定を、「特定地域型事業者」、「特定地

域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」を対象として準用させる規定を設けるものでございます。

第51条につきましては、特定地域型保育事業者が子ども子育て支援法第19条第1校第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合の規定を設けるとともに、内閣府令の改正に伴う文言整理を行うものでございます。

第52条につきましては、特定地域型保育事業者が子ども子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して特定利用地域型保育を提供する場合の規定を設けるとともに、内閣府令の改正に伴う文言整理でございます。

附則第2項につきましては、特定保育所が特定教育・保育を供給する場合における第13条の適用条文の変更でございます。

附則第4項の前の見出し並びに同項及び第5項を削り、附則第6項を附則第4項とし、附則第7項につきましては、連携施設に関する経過措置を「5年」から「10年」に改め、同項を附則第5項とするものでございます。

この条例は、令和元年10月1日から施行しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第9号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

以上で、本日の議事はすべて終了致しました。

これをもって令和元年富良野市教育委員会第8回定例会を閉会いたします。

閉会 午後2時52分